政令

地方自治法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名御璽

令和五年三月一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第四十一号

地方自治法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、地方自治法の一部を改正する法律（令和四年法律第百一号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

地方自治法の一部を改正する法律の施行期日は、令和五年三月一日とする。

総務大臣　松本　剛明
内閣総理大臣　岸田　文雄

地方自治法施行令及び市町村の合併の特例に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

令和五年三月一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第四十二号

地方自治法施行令及び市町村の合併の特例に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十二条の二（市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第三十六条第七項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

（地方自治法施行令の一部改正）

第一条　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第百二十一条の二を第百二十一条の二の二とし、第二編第三章中同条の前に次の一条を加える。

第百二十一条の二　地方自治法第九十二条の二に規定する政令で定める額は、三百万円とする。

別表第三及び別表第四中「第百二十一条の二」を「第百二十一条の二の二」に改める。

（市町村の合併の特例に関する法律施行令の一部改正）

第二条　市町村の合併の特例に関する法律施行令（平成十七年政令第五十五号）の一部を次のように改正する。

第四十一条の次に次の一条を加える。

（合併特例区協議会の構成員に係る請負の対価の総額の上限額）

第四十一条の二　地方自治法施行令第百二十一条の二の規定は、法第三十六条第七項において読み替えて準用する地方自治法第九十二条の二に規定する政令で定める額について準用する。

附　則

この政令は、地方自治法の一部を改正する法律（令和四年法律第百一号）の施行の日（令和五年三月一日）から施行する。

総務大臣　松本　剛明
内閣総理大臣　岸田　文雄

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

令和五年三月一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第四十三号

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令

内閣は、石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）第二条第二号及び第四十七条の規定に基づき、この政令を制定する。

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和五十一年政令第百九十二号）の一部を次のように改正する。

第三項中「令和三年四月一日」を「令和四年四月一日」に改める。

別表第三号中「幌萠町」を「幌萌町」に改め、同表中第五十三号を削り、第五十四号を第五十三号とし、第五十五号を第五十四号とし、第五十六号を削り、第五十七号を第五十五号とし、第五十八号から第七十一号までを二号ずつ繰り上げ、第七十一号の二を第七十号とし、第七十二号を第七十一号とし、第七十二号の二を第七十二号とし、第七十四号を削り、第七十五号を第七十四号とする。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日の翌日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（石油コンビナート等災害防止法施行令の一部改正）

3　石油コンビナート等災害防止法施行令（昭和五十一年政令第百二十九号）の一部を次のように改正する。

別表第三第九地区の項中「第五十八号、第五十九号及び第六十一号から第六十三号」を「第五十六号、第五十七号及び第五十九号から第六十一号」に改め、同表第十地区の項中「第五十五号まで及び第七十号」を「第五十四号まで及び第六十八号」に改め、同表第十一地区の項中「第七十二号及び第七十二号の二」を「第七十一号及び第七十二号」に改め、同表第十二地区の項中「第七十五号」を「第七十四号」に改める。

総務大臣　松本　剛明
経済産業大臣　西村　康稔
内閣総理大臣　岸田　文雄

障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び身体障害者補助犬法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

令和五年三月一日

内閣総理大臣　岸田　文雄